

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成十六年達示第八十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項三号中「第二十四条第一項」の下に「及び国立大学法人京都大学教職員就業規則の一部を改正する規則（平成十七年達示第三十四号）附則第二項」を加える。
第六条中「から別に定める一定の期間前」を「の六月前」に、「その年齢が別に定める」を「その者に係る定年から十年を減じた」に改め、「を超えない範囲内で別に定める割合」を削る。

第八条第五項中「別に定める」を「次の各号に掲げる」に、「第十八条」を「第十七条」に改め、同項に次の七号を加える。

- 一 国立大学法人法第二条第一項に規定される国立大学法人
- 二 国立大学法人法第二条第三項に規定される大学共同利用機関法人
- 三 独立行政法人国立高等専門学校機構に規定される独立行政法人国立高等専門学校機構
- 四 独立行政法人大学評価・学位授与機構法第二条に規定される独立行政法人大学評価・学位授与機構
- 五 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第二条に規定される独立行政法人国立大学財務・経営センター
- 六 独立行政法人メディア教育開発センター法第二条に規定される独立行政法人メディア教育開発センター
- 七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条に規定される独立行政法人宇宙航空研究開発機構（ただし、同機構就業規則に規定される教育職員に限る。）

第九条の見出し及び同条を削る。

第十条第一項中「（退職手当に関する条例において、教職員が総長の要請に応じ、引き続き当該地方公共団体に使用される者となつた場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）若しくは」を「、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人の場合にあつては、当該地方公共団体又は地方独立行政法人の退職手当に関する規定において、その者の職員としての勤続期間が当該地方公共団体又は地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算されることと定められているものに限る。

第十条第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、同条を第九条とする。
第十一条第一項中「場合は」を「場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該役員等に対する退職手当に関する規定により当該役員等としての勤続期間に通算されることと定められているときは」に改め、同条第二項に次のただし書を加え、同条を第十条とする。

ただし、退職により国立大学法人京都大学役員退職手当規程（平成十六年達示第八十八号）による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の教職員としての引き続きいた在職期間には含まない。

第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。
第十五条第二項中「第十七条」を「第十六条」に改め、同条を第十四条とする。
第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

附則

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

2 施行日の前日以前における次の各号に掲げる者に対する退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第八条第一項に規定する教職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

一 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則（平成十六年達示第七十一号。以下「日々雇用教職員就業規則」という。）第七十二条第一項に規定する者。その者の同項に規定する勤務した月が引き続き六月を超えるに至るまでのその引き続き勤務した期間

二 日々雇用教職員就業規則第七十二条第一項に規定する者以外の日々雇用教職員のうち、同項に規定する勤務した月が引き続き六月を超えるまでの間に引き続きいた教職員となり、通算して六月を超える期間勤務した者。その教職員となる前の引き続き勤務した期間

3 平成十六年四月一日以降新たに指定職俸給表を適用された者（ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エンジンパ
ラ公賞又は日本芸術院賞を受賞したことによる者を除く。）が退職する際の退職手当計算の基礎となる俸給月額については、第三条から第五条まで、及び
第七条の規定にかかわらず、当該指定職俸給表の適用がなく、引き続き教育職俸給表の適用を受けていたものとして再計算した場合に得られる俸給月額と
する。